



令和2年10月30日

担当課	人事課
担当者	雑賀・松林・山本
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

動物愛護のためのG C F（ガバメントクラウドファンディング）に関する調査について

1 調査結果

健康局では平成30年度予算において、G C Fを活用した事業を行うことを決定し、寄附の目的を「殺処分“ゼロ”を目指して！猫たちの【不妊去勢手術】の実現にご協力ください！」とした上で、不妊去勢手術関連費用に充当するため事業を行うこととした。

平成30年12月の寄附金募集終了時、目標額1,800万円に対し約990万円超過したが、財政課と生活保健課の協議では、目標超過額が少額かつ単年度の寄附では基金になじまないことなどの考えから、健康局として基金化に至らなかった。

令和2年6月定例市議会厚生委員会において、生活保健課長はG C Fで集まった寄附金は残っている旨の答弁をした。

議会終了後の同年7月に、動物愛護管理センター長は、寄附金残余额について基金化していないことから、平成30年度と令和元年度で寄附金を、不妊去勢手術関連及びその他目的外の動物愛護関連事業に全額使い切ったとする資料を作成した。認識不足から局長以下、資料の誤りに気付く者はおらず、健康局長と生活保健課長は委員に誤った資料を提出し、説明した。

令和2年9月24日開催の厚生委員会において、委員から、同年7月に提出のあった内容は先の答弁とは異なることを指摘されたが、健康局は使い切ったという説明を行い同委員会は終了した。

この内容は、全国的に知るところとなり、寄附を他の目的に使ってしまったとの誤解を与え、大きな混乱を招くこととなった。

同月28日の同委員会において、市長が謝罪し、同月24日の局長答弁を訂正し、寄附金は残っており、基金を設置する旨を説明した。

2 本件における問題点

(1) 健康局における予算に関する知識の欠如

事業課において、地方自治法に基づいて予算を管理・執行できるように研鑽すべきであった。

(2) 財政局においては、これらに関し適時適正な助言を行うべきであった。

(3) G C Fに対する認識の欠如

G C Fが事業資金の用途を限定して資金を集めるというものであることを認識して正確な答弁をすべきであった。

3 改善策

職員に対し研修（寄附金、基金等に係る予算の計上、執行方法など）を行い、個々の能力の向上を図る。

4 処分について

令和2年10月30日付で、次のとおり職員の処分を行った。

<処分対象者及び処分内容>

健康局	局長	59歳	【訓告】
健康局	課長	58歳	【訓告】
健康局	センター長	54歳	【訓告】
健康局	部長	58歳	【嚴重注意】
健康局	副課長	59歳	【嚴重注意】

処分者合計 5名

<処分理由>

平成30年度に実施した動物愛護のためのGCFによる寄附金について、その用途を明確にするため、基金化をした上で翌年度以降も継続的に使用していくべきであったが、結果として担当部局では基金化に至らなかった。

寄附金については、保護動物の手術及び治療に関する費用としてその一部を支出していたが、担当部局の認識不足により、会計処理上寄附金を全額使用していると思い込み、令和2年9月24日の9月定例市議会厚生委員会において局長が独断で誤った答弁を行った。

この内容が、全国的に知るところとなり、寄附を他の目的に使ってしまったとの誤解を与え、大きな混乱を招いたことについて処分を行うものである。

局長及び課長については、資料を精査せず事実と異なる答弁を行ったこと、センター長については、事実と異なる資料を作成したことにより訓告、部長及び副課長については、資料内容にもっと関与しておくべきであったことにより嚴重注意とする。